

左記、該畜スルモノハ服務規定違反ノ虞ヲ以テ解雇セラ  
ル、ニ付予々注意セラレタシ

左記

- 一、不穩ノ舉動アルモノ
- 二、煽動的行爲ヲナスモノ
- 三、酒氣ヲ帯ヒ又ハ兇器ヲ持テ工場ニ出入スルモノ
- 四、怠業ヲ爲スモノ
- 五、監督者ノ命令ニ服従セサルモノ
- 六、不得止理由ナクシテ欠勤三日以上ニ直リシモノ
- 七、其他工場ノ秩序ヲ乱ス行爲アルモノ

申(通)報先

向島、佐藤、石長、  
榎本、長、榎本、山



勞務乙第八七一號 六二十年九月三日

昭和九年九月十九日

株式會社荏原製作所爭議ニ関スル件(第三報)  
首題爭議ニ関シテハ既報ノ如ク其後ノ狀況左ノ  
如シ

一、昨二日罷業職工約四十名ハ藤奈伊太郎方既  
報ニ集合善後策ニ付協議ヲナシ徒ニ罷業繼  
続スルハ不利益ナルヲ以テ此場合罷業ニ加  
入セザル職長及組長ニ調停方依頼スルコト  
下ナリ代名者小沼 駒城ノ両名ハ今日午前  
十時頃職長黒坂専太郎組長高田法助ノ各目  
録ヲ討ヒ調停方ヲ依頼シタルニ直ニ承諾シ  
合十一時會社ニ赴キ岡山事務所取締役ニ會見

合見